

大字名の変更に伴い、住所の変更手続きを要するものがあります。(下表参考)

大字界変更に伴う住所変更手続一覧

事 項	手続きの内容		担当・窓口
住民基本台帳関係			
住民票の修正	不要	町が職権により修正します。	町民課
本籍の修正	不要	町が職権により修正します。	町民課
印鑑登録の修正	不要	町が職権により修正します。	町民課
顔写真付き住基カードの表面記載事項修正	要	本人が住基カードを提示して、表面記載事項の修正を受けてください。	町民課
社会保険関係			
政府管掌健康保険被保険者証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。各自で訂正してください。	社会保険事務所
組合健康保険被保険者証	確認	各事業所に確認してください。	各健康保険組合
共済組合被保険者証	確認	各事業所に確認してください。	各共済組合
国民健康保険被保険者証等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。今お持ちの保険証等はそのままお使いになれます。 なお、住所変更を希望される方は、窓口で訂正しますので、保険証等を持参してください。	福祉企画課 町民課 東郷地域振興課
老人保健法医療受給者証等			
特別医療費受給資格証			
介護保険被保険者証等			高齢者健康福祉課、町民課、東郷地域振興課
国民年金被保険者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。年金手帳は、各自で訂正してください。	社会保険事務所・福祉企画課
厚生年金被保険者	要	各事業所に住所変更届をしてください。	社会保険事務所
国民年金受給者	要	現況届の提出時に住所変更届も併せて提出してください。(届出用紙は役場にあります)	社会保険事務所・福祉企画課
厚生年金受給者	要	現況届の提出時に住所変更届も併せて提出してください。(届出用紙は役場にあります)	社会保険事務所
共済年金被保険者及び受給者	確認	各共済組合に確認してください。	各共済組合
農業者年金加入者及び受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農業委員会事務局
恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	町民課
福祉関係			
身体障害者手帳	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、窓口で訂正しますので、手帳、受給者証等を持参してください。	地域包括支援センター 町民課 各地域振興課
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
自立支援医療受給者			
通院医療費公費負担患者票			
障害福祉サービス受給者証			
不動産登記		法務局が職権により、不動産の表示を変更登記します。	
土地・家屋	不要	所有者の住所変更については、特に変更する必要はありません。	法務局
法人・商業登記			
住所変更	任意	必要であれば、法人・会社が事務所の所在地及び役員の住所の変更登記を行ってください。	法務局
その他			
電力会社、NTT等電話会社、ガス会社、NHK、金融機関、クレジットカード会社等の変更手続	確認	個人(法人)が各機関へ届出てください。	各機関
自動車、軽自動車等の所有者(使用者)の住所変更登録申請	要	個人(法人)が次回の車検時に変更を申し出てください。	各機関
運転免許証など住所の記載が有る各種資格、許可、認可証の変更手続	確認	個人(法人)が各機関へ届出てください。 運転免許証は、次回の更新時に変更を申し出てください。	各機関

(注) 1. この一覧表には主な手続き事項のみ記載しています。

2. この一覧表に記載の無い事項で、住所変更手続きが別途必要な場合がありますのでご了承ください。